⑶　工事場所　京都府京都市左京区岩倉大鷺町422

⑷　工事内容　本工事は国立京都国際会館の展示施設の増築における電気設備工事及び、それに伴う展示施設の既存部分の電気設備改修工事を行う。なお、既存部分では執務等を行っている。

＜建物概要＞

展示施設（増築部分）　鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上２階地下１階建て　延べ面積4,860㎡

展示施設（既存部分）　鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上２階地下１階建て　延べ面積4,506㎡

会議場　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階地下１階建て

展示場　鉄筋コンクリート造　地上３階地下１階建て

地下通路　鉄筋コンクリート造

＜工事内容＞

電灯、動力、受変電、発電、構内情報通信網、構内交換、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、火災報知、中央監視制御　各設備新設・改設一式

電力貯蔵設備　新設一式

撤去工事　撤去一式

仮設備工事　仮設一式

構内配電線路、構内通信線路　各改設一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年５月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　キュービクル式受変電設備容量　1,450kVA

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事とする。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び審査資料（競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書をいう。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑽　本工事は入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

⑾　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑿　本工事は、月単位の週休２日を促進する工事である（週休日は、現場休息とする。）。

⒀　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする工事である。

⒁　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

⒂　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⒃　発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

⒄　本工事は、「国立京都国際会館展示施設増築他建築工事」の契約状況により入札期限・開札日時を変更する場合や取りやめる場合がある。

２　競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「電気設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「電気設備工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成21年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす電気設備工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

２）工事種目　電灯設備工事及び受変電設備工事にあって、次のａ）及びｂ）を含むもの。

ａ）受電設備容量700kVA以上の配電盤の設置

ｂ）分電盤の設置及び電力幹線配線の施工

３）工事内容　新設工事（更新を含む）又は増設工事

ただし、上記１）から３）まではすべて同一工事かつ同一敷地内の建築物の実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成21年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成21年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）から６）までの要件をすべて満たす電気設備工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

５）工事種目　電灯設備工事及び受変電設備工事

６）工事内容　新設工事（更新含む）又は増設工事

ただし、上記４）から６）まではすべて同一工事かつ同一敷地内の建築物の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

また、申請書及び審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合は、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。